

株式会社三井住友銀行 企業調査部

2012 年 3 月 企業調査部 岩﨑 行平

■市場拡大と共に競争激化が進む高齢者住宅業界

高齢化や核家族化の進展により、高齢者の単身・夫婦世帯が今後さらに増加することが予想されるなか、2011年4月の高齢者住まい法改正に伴って新たに創設された「サービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住)制度」の運用が10月より開始され、これを契機として新規参入が活発化するなど、高齢者住宅市場が今後の成長分野として注目されています。

サ高住制度創設の背景と概要

日本では高齢化対策として過去から特 別養護老人ホーム(以下、特養)や老人 保健施設などが行政主導で整備されてき たほか、2000年の介護保険制度導入以降 は、民間業者の参入で有料老人ホームの 新設が相次いできました。ところが、自 治体および介護保険の財政面での制約も あり、年々増加する高齢者のニーズをカ バーするには至らなかったため、低価格 で利用可能な特養に多くの入所待機者が 発生しており、高齢者住宅の数は欧米諸 国と比べても不足感があるとされてきま した。一方、こうした厚生労働省が主管 する制度とは別に、2005 年 12 月からは、 国土交通省が高齢者専用賃貸住宅(以下、 高専賃)制度を開始し、民間業者が事業 主体となって供給が図られてきましたが、 なかにはバリアフリー設計ですらないも のも混在していたことや、他の高齢者住 宅との区分が分かりにくいといった問題 点が指摘されてきました。こうしたなか、 サ高住は厚生労働省・国土交通省の共管 制度として、高専賃の枠組みを受け継い で設立されたもの(高専賃は経過措置を

設けたうえで廃止)で、従来の高専賃の 基準に加えて、バリアフリー構造である ことや、安否確認や生活相談の提供、看 護師やホームヘルパーなどの専門職が日 中常駐することなどが義務付けられてい ます。また、料金制度として、有料老人 ホームでは入居一時金返還を巡るトラブ ルが取り沙汰される事例もありましたが、 サ高住では敷金・家賃・サービスの対価 以外の権利金・礼金・更新料などの受領 が禁止された点も特徴として挙げられま す。高齢者の単身・夫婦世帯が 2010 年の 約1,000万世帯から2020年には約1,245 万世帯に増加すると予測されるなかで、 国土交通省では、今後 10 年間でサ高住 を 60 万戸整備するとの目標を掲げてお り、これに向けて、新築・改修工事費に 対して1戸当たり100万円を上限とした 補助金の支給や、固定資産税などの減税、 あるいは住宅金融支援機構からの長期低 金利融資といった資金面での支援措置も 用意されています。

新規参入増加と競合激化の見通し

このようにサ高住に対しては、政策支援の後押しがあるうえ、新たに設置された基準を満たすこと自体はそれほど難しくなく、また介護付き有料老人ホームのように介護保険制度による供給量の制約を犯って様々な事業視される事業者の取り込みを狙って様々な事業者の参入が予想されています。具体的にして手掛けるケースや、既存の訪問介護業者が事業展開のを有料老人ホーム運営業者が事業展開の

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものでは ありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたもの ですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容 は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客 さまご自身の判断にてお取扱いくださいますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的ま たは機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。





加速化を狙って参入するケース、あるいは、病院を運営する医療法人が地域の医療・介護ニーズを囲い込むことを目的に参入するケースなどが考えられます。また、従来は高齢者住宅の建築のみを請け負っていたハウスメーカーが運営にも多入を検討している事例が見られるように、一般の住宅市場に代わる成長分野として不動産・建設業界から積極的な参入が進む可能性も高いとみられます。

ビス内容に他の高齢者住宅と大きな差がないサ高住も同様で、今後は新規参入増加によって既存業者も巻き込んだ一段の競争激化が避けられないと予想されます。

今後の戦略の方向性

こうしたなか、参入各社にとっては、 ①多様化する高齢者のニーズに応じた立 地や設備面での利便性・快適性と、将来 的に健康状態が悪化した場合でも安心し て生活出来るサービスを兼ね備えた住宅 を提供することに加えて、②競争激化に 備えて価格を従来以上に抑えること、さ らには③公共性の高い事業として長期的 に事業継続可能な収益・財務体質が必要 となるため、一段のノウハウ蓄積や事業 基盤の確立も不可欠となってきます。そ こで今後は、単独での事業展開にとどま らず、医療機関や行政との連携による地 域一体での医療・介護サービスの提供や、 不動産業者など異業種企業とのアライア ンスによるノウハウや信用力の相互補完 を模索する動きが活発化することも想定 され、各業者の取り組みが注目されます。 (岩﨑)

図表 主な高齢者向け住宅の比較

種類	管轄省庁	入居対象	介護サービス 提供者	入居一時金 受領可否	総定員数 • 戸数(注)
特別養護老人ホーム	厚生労働省	要介護	施設職員	否	41.5万人
介護付き有料老人ホーム				可	計19.6万人
住宅型有料老人ホーム		自立~要介護	外部業者		
健康型有料老人ホーム		自立のみ	なし		
サービス付き高齢者向け住宅	厚生労働省· 国土交通省	自立~要介護	主に外部業者	否	0.8万戸
高齢者専用賃貸住宅	国土交通省				6.3万戸

(資料) 厚生労働省・国土交通省の各種資料より弊行作成

(注) 特養は2009年10月、有料老人ホームは2010年10月、サ高住は2012年1月、高専賃は2011年10月時点。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いくださいますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

